

議案第161号

京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和2年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険税条例（平成16年京丹後市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号アからカまでの以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第23条第2号アからカまでの以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

第23条第3号アからカまでの以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

附則第7項を次のように改める。

- 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



現行	改正案
<p>アからカ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</u></p>	<p>は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>アからカ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</u></p>
<p>アからカ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</u></p>	<p>アからカ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</u></p>
<p>アからカ (略)</p> <p>第23条の2～第27条 (略)</p>	<p>アからカ (略)</p> <p>第23条の2～第27条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>
<p>7 <u>当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額か</u></p>	<p>7 <u>当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="230 236 943 264"><u>ら15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</u></p> <hr/> <p data-bbox="215 316 383 344">8～18 (略)</p>	<p data-bbox="1162 236 2056 301"><u>万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p data-bbox="1146 316 1314 344">8～18 (略)</p> <p data-bbox="1229 357 1321 386"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1178 399 1319 427"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1146 440 1727 469"><u>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1178 481 1319 510"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1146 523 2033 635"><u>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

## 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、  
 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合  
 計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

（注）上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

## 2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

## 現行

【現行】 軽減判定所得  
 7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数(※2))

## 改正後

【改正後】 軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)  
                   + 10万円×(給与所得者等の数－1)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
                   + 10万円×(給与所得者等の数－1)  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数(※2))  
                   + 10万円×(給与所得者等の数－1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

（注）5割軽減基準額における28.5万円及び2割軽減基準額における52万円については、「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」による見直し後の金額